

経営者・経理担当者必聴！

分かり易く
ご説明します

令和6年度税制改正に伴う

定額減税について

2024年
6月～～令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による
所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。～

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。講習会では個人事業主、給与所得者についてわかりやすくご説明しますので、ぜひこの機会にご参加下さい。

受講
無料

令和6年度税制改正に伴う定額減税について

開催日時

令和6年6月7日（金）14:00～16:00

内 容

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）について。わかりやすく講習いたします。

講 師

林昭二税理士事務所 税理士 林 昭二

受講定員

30名

開催場所

志布志市商工会 志布志本所

参加申込書

下記申込書にご記入の上、電話・FAXにて、志布志市商工会志布志本所へお申し込みください。
お申込み頂きました個人情報、当セミナー開催業務にのみ使用させていただきます

会 場	志布志市商工会 志布志本所		
受講者名			
〃		業 種 名	
事業所名		TEL	- -
住 所		FAX	- -

